

(平成24年度実施分)

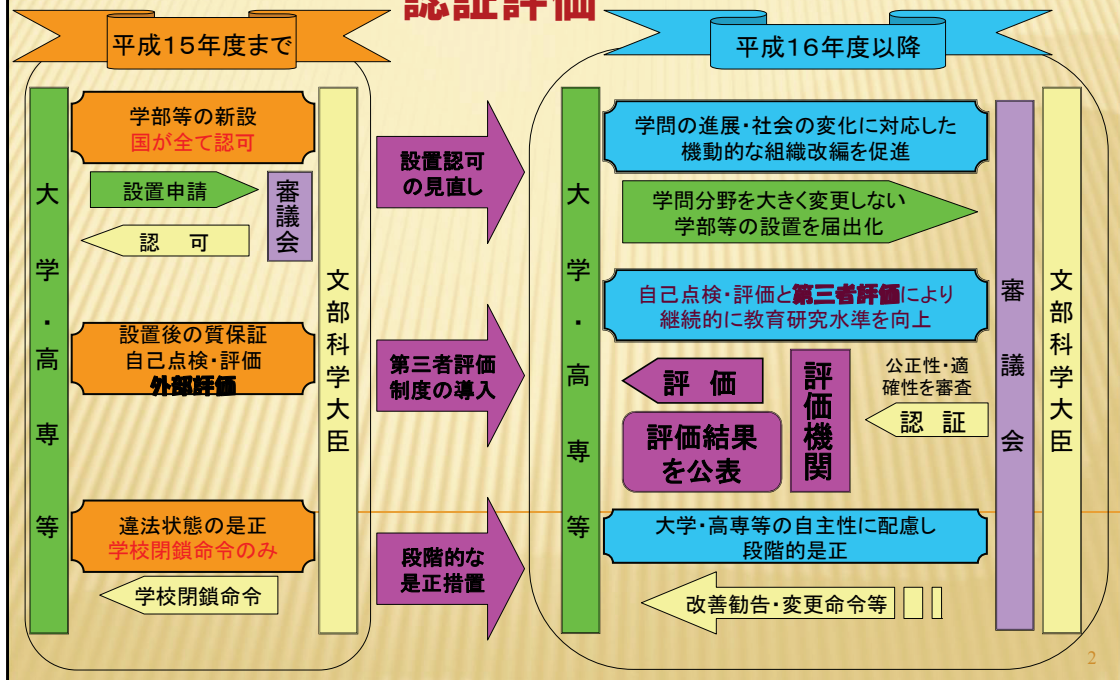
# 大学評価・学位授与機構が実施する 高等専門学校機関別認証評価について

(高等専門学校機関別認証評価に関する説明会)

独立行政法人大学評価・学位授与機構

1

## 大学教育・高専教育の質保証のシステム 認証評価



2

## 学校教育法が定める評価制度（１） （第109条）

（自己評価実施要項 57ページ に抄録）

- 第2項 文部科学大臣の認証を受けた機関による評価（認証評価）を受ける義務

大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下認証評価機関という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けものとする。（以下略）

3

## 学校教育法が定める評価制度（２） （第109条）

（自己評価実施要領 57ページ に抄録）

- 第1項 自己点検・評価の実施とその結果公表の義務

大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

4

## 学校教育法が定める評価制度（3） （第109条）

（自己評価実施要領 57ページ に抄録）

- 第4項 認証評価の実施方法

前2項の認証評価は、大学からの求めにより、**大学評価基準**（前2項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）**に従って行うものとする。**

5

## 大学評価・学位授与機構が行う 高等専門学校機関別認証評価 （評価実施大綱）

- 評価の目的
- 評価の基本的な方針
- 評価の実施体制等

6

## 評価の目的

評価実施大綱p.1

- 機構が定める高等専門学校評価基準に基づいて、高等専門学校を定期的に評価することにより、**高等専門学校の教育研究活動等の質を保証すること。**
- 評価結果を各高等専門学校にフィードバックすることにより、**各高等専門学校の教育研究活動等の改善に役立てること。**
- 高等専門学校の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを**社会にわかりやすく示すことにより**、公共的な機関として高等専門学校が設置・運営されていることについて、**広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。**

7

## 評価の基本的な方針

評価実施大綱p. 1, 2

1. 高等専門学校評価基準に基づく評価
2. 教育活動を中心とした評価
3. 各高等専門学校の個性の伸長に資する評価
4. 自己評価に基づく評価
5. ピア・レビューを中心とした評価
6. 透明性の高い開かれた評価

8

# 1. 高等専門学校評価基準に基づく評価

- 機構が定める高等専門学校評価基準に基づき、
- 各高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況（教育研究，組織運営，及び施設設備）について、
- **基準を満たしているかどうかの判断**を中心とした評価を実施する。

9

## 高等専門学校評価基準の内容

- 高等専門学校評価基準は、**教育活動を中心として高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況を評価するために、11の基準で構成されている。**
- **11の基準は、機構が高等専門学校として満たすことが必要だと考える内容が規定されており、全ての高等専門学校を対象としている。また、希望する高等専門学校を対象として機構が独自に実施する選択的評価事項を設けている。**
- **基準ごとに、その内容を踏まえ教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設定している。なお、高等専門学校の目的に照らして、独自の観点を設定することができる。**

10



## 基準ごとの構成

### 基準 1 高等専門学校の目的

1-1 高等専門学校目的（高等専門学校の使命，・・・

1-2 目的が，学校の構成員に

#### 趣旨

本評価においては，・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・

#### 基本的な観点

1-1-① 高等専門学校目的が，それぞれの学校の個性や特色に応じて明確に定められ，・・・・・・・・

1-2-① 目的が，学校の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

1-2-② 目的が，社会に広く公表されているか。

（独自の観点）・・・・・・・・

## 基準・観点と評価

各基準を満たしているか。

基準毎に観点の状況を  
⇔ 総合的に判断する。

基準 1～基準 11 の全てを満たしている。

当該高等専門学校は高等専門学校評価基準を満たしている。  
⇔

基準 1～基準 11 の一つでも満たしていない。

当該高等専門学校は高等専門学校評価基準を満たしていない。  
⇔

## 2. 教育活動を中心とした評価

- 評価は、全ての国・公・私立高等専門学校が利用し得るものであること、
- 評価の国際的動向等を勘案し、
- 教育活動を中心として高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況の評価を実施する。
- 高等専門学校の希望に応じて、「研究活動の状況」や「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」についても、評価を実施する。

15

## 3. 高等専門学校の個性の伸長に資する評価

- 高等専門学校評価基準に基づいて行われるが、
- その判断に当たっては、高等専門学校の個性や特色が十分に発揮できるよう、
- 教育研究活動等に関して各高等専門学校が有する「目的」を踏まえて評価を実施する。

「目的」：高等専門学校の使命，教育研究活動等を実施する上での基本方針，及び，養成しようとする人材像を含めた，達成しようとしている基本的な成果等

16



## 目的と高等専門学校評価基準の関係

高等専門学校評価基準の内容は、高等専門学校の個性や特色が十分に発揮できるよう目的を踏まえて評価を行うよう配慮

目的の記載に、高等専門学校の個性や特色をあらわし、基準2以下については目的に照らして（それぞれの目的（の内容）ごとに）自己評価されていけば、



機構が評価を実施するに当たって、目的を踏まえることにより、高等専門学校の個性や特色を評価に反映

17

## 4. 自己評価に基づく評価

- 評価は、教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた高等専門学校の主体的な取組を支援・促進するためのものである。
- 実効あるものとして実現していくために、機構の示す高等専門学校評価基準及び自己評価実施要項に基づき、高等専門学校が自ら評価を行うことが重要である。
- 機構の評価は、高等専門学校が行う自己評価の結果を分析し、その結果を踏まえて実施する。

18

## 5. ピア・レビューを中心とした評価

- 高等専門学校<sup>1</sup>の教員及び
- それ以外の者で高等専門学校<sup>1</sup>の教育研究活動に関して識見を有する者による
- ピア・レビューを中心とした評価を実施する。

19

## 6. 透明性の高い開かれた評価

- 意見の申立て制度を整備し、
- 評価結果を広く社会に公表することにより、
- 透明性の高い開かれた評価を行う。
- 開放的で進化する評価を目指して、
- 評価の経験や評価を受けた高等専門学校<sup>1</sup>の意見を踏まえつつ、
- 常に評価システムの改善を図る。

20

## 評価の実施体制等

- **高等専門学校機関別認証評価委員会**（委員20人以内）：国・公・私立高等専門学校の関係者及び社会，経済，文化等各方面の有識者から構成される。
- **評価部会**：評価委員会の下に設置され，具体的な評価を行う。対象高等専門学校の学科等の状況に応じた各分野の専門家等を配置する。
- **運営小委員会**：各評価部会間の横断的な事項や評価結果（原案）の調整等を行う。

21

## 評価担当者に対する研修

- **機構の評価担当者**が共通理解の下で公正，適切かつ円滑にその職務が遂行できるように，高等専門学校評価の目的，内容及び方法等について十分な研修を実施する。
- **高等専門学校の自己評価担当者**に対し，機構が行う機関別認証評価の仕組み，方法や自己評価書の作成方法などについて説明を行うなど，評価に対する理解がより深まるよう十分な研修を実施する。

22

## 評価の実施方法

### (1) 評価プロセスの概要

#### ① 高等専門学校による自己評価

#### ② 機構における評価

1) 11の基準ごとに、自己評価を踏まえ、高等専門学校全体としてその基準を満たしているかどうかの判断を行い、理由を明らかにします。また、必要に応じて学科・専攻科等ごとに分析、整理します。

2) 基準を満たしている場合であっても更に改善の必要が認められる場合や、基準を満たしているもののうち、その取組が優れていると判断される場合には、その旨の指摘を行います。

### (2) 評価方法

評価は、各評価部会が、書面調査及び訪問調査により実施。書面調査及び訪問調査は、別に定める「評価実施手引書」及び「訪問調査実施要項」に基づき実施。これらの調査、分析結果を基に、各評価部会は評価結果（原案）を作成します。

### (3) 意見の申立てと評価結果の確定

評価委員会は評価結果（原案）を審議し、評価結果（案）としてまとめた後、対象高等専門学校に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設け、この意見の審議等を経て評価結果を確定します。

23

## 評価結果の公表

(1) 評価結果は、評価報告書により公表。

(2) 評価報告書は、対象高等専門学校ごとに作成し、対象高等専門学校及びその設置者に提供。また、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表。

(3) 評価結果の公表の際には、評価の透明性を確保するため、高等専門学校から提出された自己評価書を機構のウェブサイトへ掲載。

24